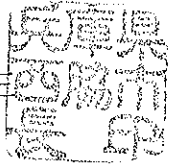


う～037

26. 6. 2

西脇市総合計画審議会会長 様

西脇市長 片山 象



西脇市新市まちづくり計画の改定について（諮問）

本市では、平成16年度に合併後のまちづくりの指針となる新市まちづくり計画を策定するとともに、平成19年度には総合計画を策定し、新・西脇市の一体性の確保や地域の個性を生かした均衡ある発展と住民福祉の向上に向けた取組を推進してきました。

この間、わが国の人口は減少へと転じ、特に地方においては、加速する少子高齢化、長引く地域経済の低迷など、課題が山積している状況にあります。

合併市町村に発行が認められた合併特例債については、後年度に国から交付税として措置されるなど有利な財源ではありますが、行政課題への対応に当たっては、将来世代に過大な負担を残さないよう、適正かつ慎重に活用してきたところです。

このような中、平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、合併特例債の起債期間が5年間延長されました。

これを踏まえ、合併特例債活用の前提となる新市まちづくり計画について、計画期間延長等の改定を行うことにより、社会情勢の変化や新たに発生する課題に対応するとともに、より効果的・効率的な市政推進を図りたいと考えております。

ついては、新市まちづくり計画の改定に当たり、貴審議会の意見を求めます。